

## 中間前金払制度の概要

### 1 支払い要件

次の要件をすべて満たしている場合です。

- ① 工期が2ヶ月を超える工事で、かつ工期の2分の1を経過していること。
- ② 工程表により工期2分の1を経過するまでに実施すべきものとされている作業が行われていること。
- ③ 既に行われた作業に要する経費が請負代金額の2分の1以上の額に相当するものであること。（出来高が50%以上であること）
- ④ 既に前払金が支出済であること。

### 2 中間前金払の金額

請負代金額の10分の2以内

### 3 中間前金払と部分払の選択

中間前金払と部分払は、契約締結時に選択することになっています。一度選択した後は変更できません。ただし、継続費等に基づく2年以上にわたる契約については、各年度の範囲内で出来高部分に応じて部分払を請求することができます。

### 4 認定の手続き

認定請求書及び工事履行報告書などにより認定を行います。

支払いにあたっては、保証事業会社の保証証書が必要となりますが、原則として現地確認などは行いません。